
松本市公共施設再配置計画（案）

— 第3回松本市公共施設再配置計画策定検討部会議資料 —

平成30年1月31日

松 本 市

目 次

第1章	計画のあらまし	
第1節	計画の背景	
1	人口動向
2	財政状況
3	将来必要経費と施設総量	
(1)	公共施設に係る投資的経費と将来見通し
(2)	将来施設総量
第2節	計画の目的と位置づけ	
1	計画の目的と策定体制
2	計画の位置付けと計画期間
第3節	対象施設類型と利用圏域	
1	施設類型
2	利用圏域
第2章	公共施設の現状と課題	
第1節	公共施設の状況	
1	整備状況	
(1)	保有・年度別整備状況
(2)	経過年数・耐震化状況
2	立地状況	
(1)	圏域別延床面積
(2)	圏域別施設数及び住民一人当たり面積
3	利用状況	
(1)	文化・コミュニティ施設
(2)	観光・交流施設
(3)	スポーツ施設
(4)	医療保健福祉施設
(5)	住宅施設
(6)	子育て支援施設
(7)	学校施設
第2節	市民意識	
1	縮減目標と利用状況	
(1)	縮減目標
(2)	利用状況
(3)	施設の充実度
2	管理運営のあり方	
(1)	取組み内容
(2)	削減すべき施設
(3)	優先的に維持すべき施設
(4)	複合化、集約化すべき施設
(5)	小中学校、幼稚園、保育園のあり方
(6)	民営化がふさわしい施設
第3節	公共施設管理の課題

第3章	再配置の基本方針	
第1節	基本原則と保有施設量	
1	基本原則	30
2	保有施設量	31
第2節	取組方針	
1	複合・集約化の方針	32
2	施設運営・管理の方針	32
3	改修・更新の方針	33
第4章	公共施設再配置計画	
第1節	類型別再配置計画	
1	文化・コミュニティ施設	36
2	観光・交流施設	38
3	スポーツ・公園施設	40
4	行政施設	42
5	医療保健福祉施設	44
6	子育て支援施設	46
7	住宅施設	48
8	学校施設	50
第2節	圏域別再配置計画	
1	中央北部	
2	中央南部	
3	南部	
4	東山北部	
5	東山南部	
6	河西北部	
7	河西南部	
8	梓川・波田	
9	安曇・奈川	
第3節	再配置モデル	
1	複合・集約化施設	
2	モデル地区再配置案	
第5章	計画の推進	
第1節	管理に関する方針	
1	点検・診断	
2	長寿命化	
第2節	ロードマップ	
資料	各施設の利用状況	2

第3章

再配置の基本方針

第1節 基本原則と保有施設量

- 1 基本原則
- 2 保有施設量

第2節 取組方針

- 1 複合・集約化の方針
- 2 施設運営・管理の方針
- 3 改修・更新の方針

第1節 基本原則と保有施設量

1 基本原則

公共施設管理の課題及び「松本市公共施設等総合管理計画」における基本方針を踏まえ、公共施設再配置における基本原則を、以下に掲げます。

公共施設管理の課題	公共施設等総合管理計画の基本方針
<ul style="list-style-type: none">■ 人口減少への対応■ 少子化への対応■ 施設の老朽化と安全性・耐久性向上への対応■ 施設立地の最適化■ 施設サービスの適正化・効率化■ 計画的・戦略的な施設の運営■ 効果的で効率的な施設の管理■ 全庁的なデータ管理体制の構築と開示による官民協働・連携	<p>基本方針1 量から質へ（高品質なサービスへ）</p> <ul style="list-style-type: none">ア 施設情報の一元化イ 質の見直しウ 環境への配慮 <p>基本方針2 既存施設の最適化（施設の有効活用）</p> <ul style="list-style-type: none">ア 保有資産の有効活用イ 施設の長寿命化・長寿命化の目標設定 ・劣化状況の把握 <p>基本方針3 総量規制・総量削減</p> <ul style="list-style-type: none">ア 保有総量の最適化イ 量の見直しウ 施設等の集約化（複合化・統合）エ 規模の適正化 <p>基本方針4 民間活力の導入</p> <ul style="list-style-type: none">ア 指定管理者制度の更なる活用イ 民間資金の活用



【公共施設再配置の基本原則】

【原則1】 聖域なき施設保有量の最適化

従来の枠にとらわれない、類似施設や周辺施設の複合・集約化を進め、施設保有数の縮減と施設類型別の最適な保有量を設定し、同じ用途の既存面積を超えない更新（建替）により規模の適正化を図る。

【原則2】 民営化を基本とした施設の運営管理の見直し

民間にできることは民間にゆだねることを基本とし、現在の運営形態（直営、委託、指定管理、貸付等）の見直しを行い、民間のノウハウを活用した行政サービスの向上を図る。また、施設更新（建替）に当たっては、PFIの活用を検討する。

【原則3】 人口分布と利用状況に応じた施設配置の最適化

立地適正化計画による将来的なまちづくりと一体化した施設配置を検討し、近隣施設の複合・集約化や合併地域における生活拠点への複合・集約化を図り、人口分布と利用状況に応じた利用圏域を踏まえつつ、住民一人当たり面積の適正化と施設配置の最適化を図る。

【原則4】 適正な更新と大規模改修による施設の長寿命化

サービス提供の必要性や施設の老朽化状況を踏まえ、各施設の使用年数に応じた適正な維持管理、更新（建替、集約、解体等）を行うとともに、大規模改修による施設の長寿命化を図る。

2 保有施設量

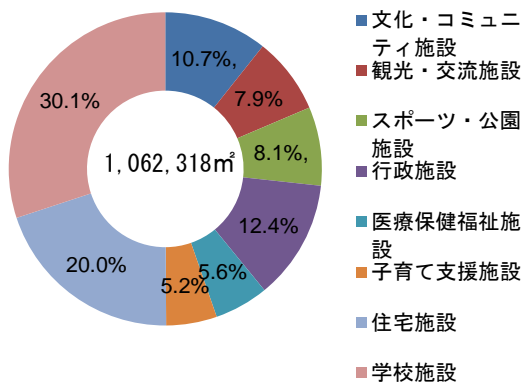
「松本市公共施設等総合管理計画」における施設総量 20%削減の方針を踏まえ、人口減少に伴った施設類型別適正保有施設量の目標を以下のとおりとします。

保有施設量目標

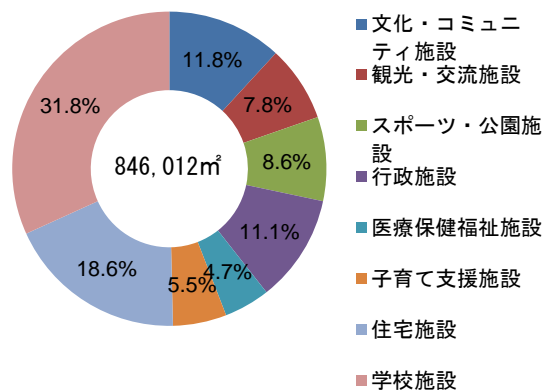
類型	考え方	保有目標量	
		2025年	2045年
文化・コミュニティ施設	人口減少と利用需要に応じた最適化	97%	89%
観光・交流施設	市民意識と利用需要に応じた最適化	79%	79%
スポーツ・公園施設	人口減少と利用需要に応じた最適化	94%	87%
行政施設	人口減少と地域施設の譲渡による最適化	74%	64%
医療保健福祉施設	人口減少と利用需要に応じた最適化	88%	63%
子育て支援施設	少子化と利用需要に応じた最適化	98%	86%
住宅施設	入居需要に応じた最適化	88%	73%
学校施設	児童・生徒数に応じた最適化	97%	89%
公共施設全体		90%	80%

※2016年（公共施設等総合管理計画策定時）の施設量を100%とした保有目標

2018



2045



第2節 取組方針

1 複合・集約化の方針

(1) 類似施設の集約化

利用目的が同じような施設は、各施設の利用状況や立地状況を踏まえ、大規模改修・更新時に集約化を進め、施設数、保有量を適正化します。

(2) 近隣施設の複合・集約化

立地が近接する施設は、施設の老朽化や利便性を考慮しつつ複合・集約化を進め、施設数、保有量を適正化します。

(3) 拠点への複合・集約化

「松本市立地適正化計画」の都市機能誘導区域における都市中心拠点、地域拠点や合併地域における生活拠点への複合・集約化を進め、施設数、保有量を適正化します。

(4) 大規模施設への集約化

老朽化が進む小規模な施設や利用対象が同じ施設は、大規模な行政施設への集約化を進め、施設数、保有量を適正化します。

2 施設運営・管理の方針

(1) 委託

直営施設は、施設の運営、建物の維持管理に係る業務の一部について、委託による運営・管理を進め、施設サービスの充実や経費削減を図ります。

(2) 指定管理

直営施設や委託により運営・管理する施設は、指定管理者制度を導入し、施設サービスの効率化や経費削減を図ります。

(3) 貸付

委託や指定管理者制度により運営・管理する施設で、同じ用途の民営施設が立地する施設は、貸付による運営・管理を進め、施設サービスの民営化による経費削減を図ります。

(4) 譲渡（移管）

指定管理者制度や貸付により運営・管理し、同じ用途の民営施設が立地する施設は、適正な施設サービスの維持を前提とした施設譲渡による民営化を進めます。

3 改修・更新の方針

(1) 長寿命化を図るべき施設

大規模改修により長寿命化を図るべき施設は、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）・鉄筋コンクリート造（RC）及び重量鉄骨造（S）で著しく老朽化していない施設とします。

利用を休止している施設や小規模施設、軽量鉄骨造（LS）・プレハブ造（P）、木造（W）は、基本的に長寿命化対象外とします。

(2) 使用年数

建築物は、老朽化による物理的な耐用年数だけではなく、経済的または機能的な観点から建替えや解体することがあります。また、建築物は多くの部位・設備機器によって構成され、その耐用年数はそれぞれ異なりますが、年数が最長である構造躯体の耐用年数が建築物の目標使用年数となります。

目標使用年数は「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考とし、構造別に次のように設定します。

長寿命化対象・目標使用年数の設定

構造種別	長寿命化	大規模改修	使用年数	設定根拠	備考
SRC RC	対象	40年目	80年	普通品質の上限値を採用	
	対象外	—	50年	普通品質の下限値を採用	
S	対象	40年目	80年	普通品質の上限値を採用	
	対象外	—	50年	普通品質の下限値を採用	
LS、P	対象外	—	40年	軽量鉄骨の代表値を採用	
PC	対象外	—	50年	ブロック造の下限値を採用	簡易耐火住宅
W	対象外	—	40年	住宅・事務所・病院の代表値を採用	

※SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 S：重量鉄骨造 LS：軽量鉄骨造
P：プレハブ造 PC：プレキャストコンクリート造 W：木造



建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

		SRC RC		S			ブロック造 れんが造	木造
		高品質の 場合	普通品質 の場合	重量鉄骨		軽量鉄骨		
				高品質の 場合	普通品質の 場合			
学校・官庁	級	Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上	Y60以上
	代表値	100年	60年	100年	60年	40年	60年	60年
	範囲	80～120年	50～80年	80～120年	50～80年	30～50年	50～80年	50～80年
住宅・事務所・病院	級	Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上	Y40以上
	代表値	100年	60年	100年	60年	40年	60年	40年
	範囲	80～120年	50～80年	80～120年	50～80年	30～50年	50～80年	30～50年

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

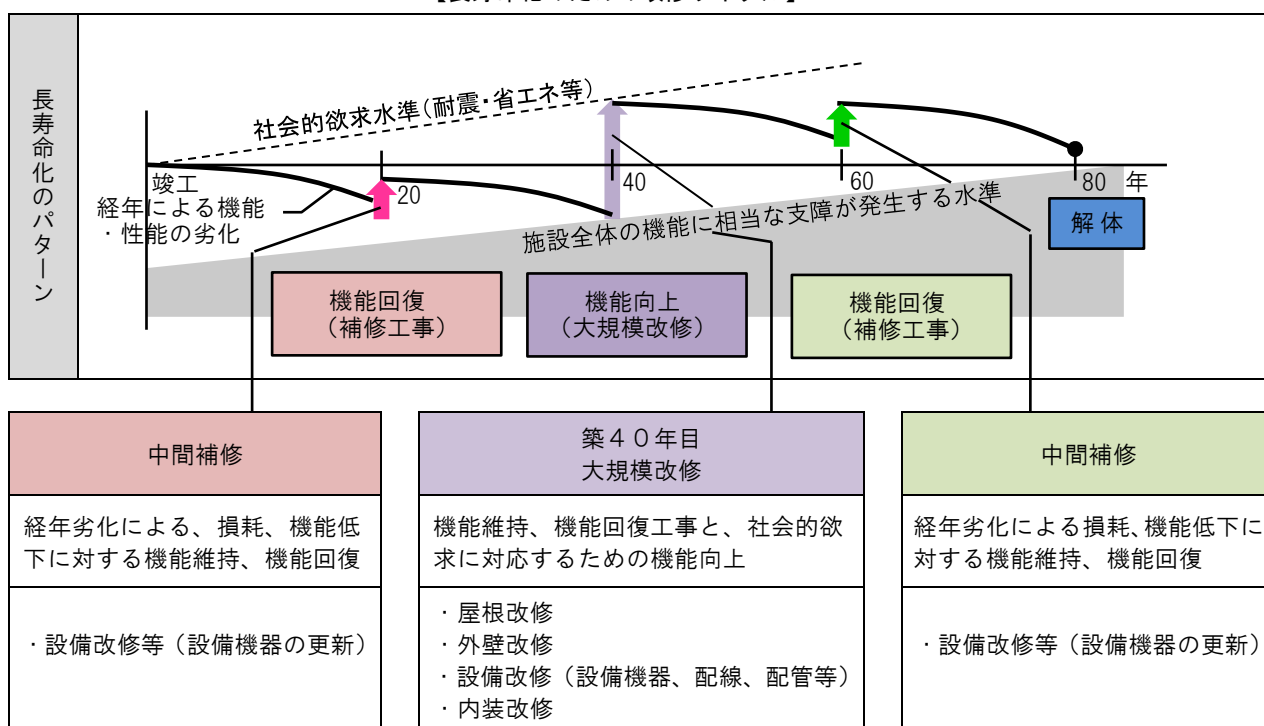
(3) 改修の方針

長寿命化対象施設は、施設の機能や利用状況などの特性に応じて、適切な周期で改修を行い、施設機能の維持向上と長寿命化を図り、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで使用することとします。その際は、築40年目（目標使用年数の中間年）には機能維持・回復のための工事に加えて、省エネ性能や市民サービスの向上などの社会的欲求の高まりへ対応するため、内装改修も含んだ大規模改修を実施します。

また、大規模改修及び解体までの間に、経年劣化による消耗や機能低下に対する機能維持・回復のための補修工事を必要に応じて実施します。

長寿命化対象外施設は、施設の使用期間中は安全性・機能性に著しい不具合が発生した場合や、経過年数等に応じて施設点検を実施し、同様の不具合が確認された場合に修繕を行うなど、経常修繕による対応を行います。

【長寿命化のための改修サイクル】



(4) 更新時の方針

保有する施設については、利用圏域や施設規模等からみた施設更新時の方針は、以下のとおりとします。

更新時の方針

施設内容	方針
市を代表する施設	周辺施設の集約化を図りつつ、建替えを行う。
延床面積や敷地規模の大きい施設 (学校等)	人口動向・利用状況に配慮しつつ、規模の拡大を抑えた建替えを行う。
地区単位に設置されている施設 (公民館等)	人口動向・利用状況に配慮しつつ、類似施設等の複合・集約化による施設数・規模の縮小を図る建替えを行う。
小規模施設	人口動向・利用状況に配慮しつつ、同規模程度の建替えを行う。

公共施設再配置計画

第4章

第1節 類型別再配置計画

- 1 文化・コミュニティ施設
- 2 観光・交流施設
- 3 スポーツ・公園施設
- 4 行政施設
- 5 医療保健福祉施設
- 6 子育て支援施設
- 7 住宅施設
- 8 学校施設

第1節 類型別再配置計画

1 文化・コミュニティ施設

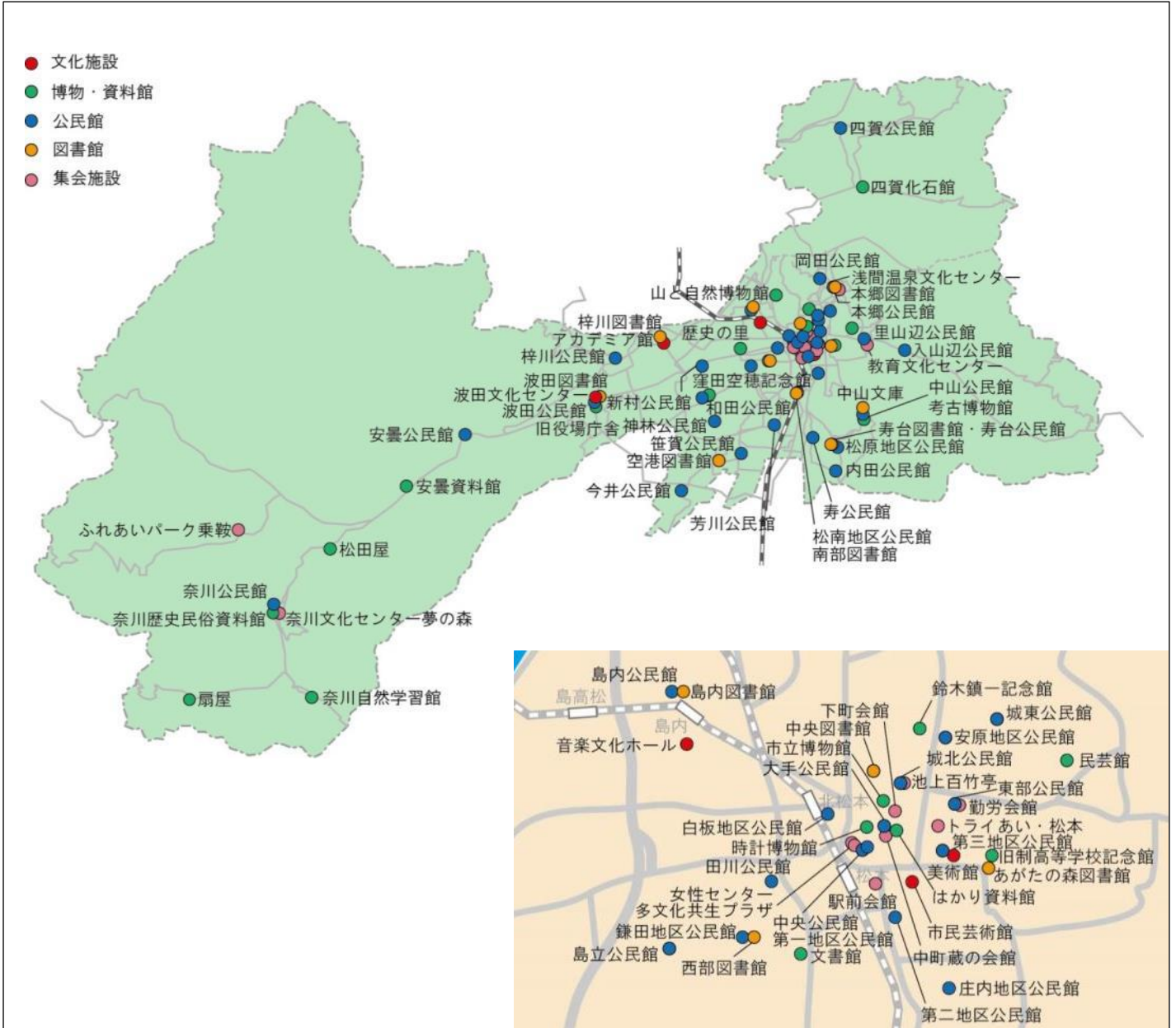
文化・コミュニティ施設は、市民や市外からの利用者が不特定に利用する施設であり、市民意識調査結果では充実度が高い施設ですが、利用状況が施設により異なることから、人口分布、利用需要に応じて用途の見直しを行い、施設の複合・集約化による再配置を進めます。

現在、35地区を単位とした住民自治を大切に考え、公民館や福祉ひろばなどを地区単位に設置していますが、施設によっては、稼働率に大きな差があること、また、30年後の人口減少など、第2次取り組みでは、再編も踏まえた検討が必要です。

再配置方針

類型	方向性	第1次取組内容	
文化施設	市の文化の拠点として市民芸術館、音楽文化ホール、美術館を位置づけ、運営管理の効率化、長寿命化を図る。 波田文化センター、アカデミア館は、施設のあり方を検討する。	用途見直し	アカデミア館
博物館・資料館	長寿命化を図りつつ、指定管理制度を導入し、サービスの向上と運営の効率化を進める。 大規模改修・建替時には施設継続の必要性について検討する。 利用の少ない施設は集約、解体を進める。	移転建替	市立博物館
		文化財登録・活用	はかり資料館 松田屋（文化財的価値の明確化と運営方法検討） 旧役場庁舎（アカデミア館と機能統合し博物館分館として公開を検討）
		展示見直し・集約化	安曇資料館
		解体 （休止中で未耐震の施設について検討）	
		譲渡→解体 （文化財的価値がなく利用者が少ない施設について検討）	
		利用促進 （普通財産としたが、耐用年数を超えていない施設）	
公民館	サービスの向上と運営の効率化を図るため、指定管理制度の導入を検討する。 第2次計画では、人口減少による地区の再編や大規模改修・更新時に合わせ施設の複合・集約化を行う。	大規模改修時に複合・集約化 （2025年度までに大規模改修の時期を迎える5施設について検討）	
		近隣施設との集約化 （合併地区における複合化について検討）	
		廃止・解体	奈川公民館（機能は文化センター夢の森に移管済みのため解体を検討）
図書館	他の用途と併設している施設は、施設全体の状況により廃止を検討する。 中央図書館を除く単独施設は他施設への併設化を進める。	大規模改修時に他施設への併設化 （未耐震の施設について検討）	
集会施設	サービスの向上と運営の効率化を図るため、指定管理制度のさらなる導入を進める。 需要減少への対応や大規模改修・更新時における施設の複合・集約化を図る。 池上百竹亭（賃貸借契約H37まで）は、施設のあり方を検討する。	統合 （類似した機能を他に持っている施設について検討）	
		廃止・解体 （代替できる施設が近隣にある施設について検討）	
		複合・集約化	奈川文化センター夢の森（周辺施設の集約について検討）

施設位置図



2 観光・交流施設

観光・交流施設は、市外の利用者の多く利用する施設であり、市民意識調査結果では民営化がふさわしい施設であり、利用需要に応じて施設のあり方を検討する必要があります。

また、産業振興を目的に設置された施設には、利用の少ない施設や老朽化した施設が多いことから、民営化を基本に貸付・譲渡を進め、難しい場合には解体していきます。

再配置方針

類型	方向性	第1次取組内容	
宿泊施設	サービスの向上と運営の効率化を図るため、直営施設への指定管理制度導入を検討する。指定管理施設は譲渡を進めるとともに、長期間休止している施設は廃止・解体とする。	建替	焼岳小屋
		普通財産化し貸付、その後譲渡を検討 (需要の高い宿泊施設について検討)	
		解体 (現在休止中の施設について検討)	
		譲渡 (現在貸付中の施設について検討)	
入浴施設	貸付・譲渡を進める。	普通財産化し貸付、その後譲渡を検討 (指定管理者制度・業務委託を導入している施設について検討)	
案内所	貸付・譲渡を進める。	譲渡→解体 (現在休止中の施設について検討)	
		普通財産化し貸付、その後譲渡を検討 (指定管理者制度を導入している施設について検討)	
飲食・加工販売施設	老朽化が著しい施設や利用の少ない施設の譲渡、解体を進める。	譲渡	梓川農産物処理加工施設
		解体	梓川麦・大豆等加工施設 奈川渡ダムレストハウス
		譲渡・解体 (特定の利用となっている施設、現在貸付中の施設及び現在休止中の施設について検討)	
		普通財産化し貸付、その後譲渡を検討 (指定管理者制度・業務委託を導入している施設について検討)	
体験交流・研修施設	老朽化が著しい施設の譲渡、解体を進める。 利用の少ない施設のは、あり方を検討する。	解体	四賀農業体験施設
		譲渡・解体 (現在貸付中の施設について検討)	
		普通財産化し貸付、その後譲渡を検討 (設置目的による利用のない直営施設について検討)	
		廃止・解体 (補助金適正化法による制限期間が経過した施設、未耐震の施設について検討)	
レクリエーション施設	貸付・譲渡を進める。	普通財産化し貸付、その後譲渡を検討 (指定管理者制度を導入している施設について検討)	
交通施設	駐車場・自転車駐車場の貸付・譲渡を進める。 自由通路は、計画的な維持管理を行う。	解体	松本城大手門駐車場北棟
		普通財産化し貸付、その後譲渡を検討 (指定管理者制度を導入している施設について検討)	
		移転建替	村井駅自転車駐車場

施設位置図



3 スポーツ・公園施設

スポーツ・公園施設は、市民の利用者が不特定に利用する施設ですが、利用状況が施設により異なることから、人口分布、利用需要に応じた施設量の見直しを行い、施設の複合・集約化による再配置を進めます。

特に、地区単位を中心に設置されてきた体育館は利用数に大きな差があることから、人口減少による地区の再編に合わせた施設の集約を図ります。

再配置方針

類型	方向性	第1次取組内容
武道場	更新時に施設継続の必要性について検討する。	維持
体育館	サービスの向上と運営の効率化を図るため、直営施設の指定管理制度の導入を検討する。 人口減少による地区の再編や大規模改修・更新時に合わせ施設の複合・集約化を行う。 合宿目的で設置された施設は地元譲渡又は解体する。	普通財産化し、譲渡→解体 (合宿目的で設置された、利用者の少ない施設について検討)
屋内運動場	人口減少による地区の再編や大規模改修・更新時に合わせ施設の複合・集約化を行う。 利用の少ない施設は、譲渡又は解体する。	譲渡→解体 (利用者の少ないゲートボール場について検討)
屋外運動場	サービスの向上と運営の効率化を図るため、直営施設の指定管理制度の導入を検討する。 更新時には、人口減少に対応した施設継続の必要性について検討し、複合・集約化する。 野球場は、市を代表する施設として維持管理し、長寿命化を図る。	維持
プール	更新時には、人口減少に対応した施設継続の必要性について検討する。 利用の少ない施設は解体する。	解体 (利用者の少ない施設について検討)
公園施設	サービスの向上と運営の効率化を図るため、直営施設の指定管理制度の導入を検討する。公園利用のサービスを提供する施設として維持管理を図る。	維持

施設位置図



4 行政施設

行政施設は、市民サービスの基本となる庁舎・支所や市民に身近な施設ですが、老朽化が進んだ施設や役割を終えた施設が多いことから、人口分布、利用需要に応じて施設量の見直しを行います。

また、市民に身近な施設は、住民による管理・運営が望ましいことから、地元への譲渡を進め、難しい場合には老朽化に伴い解体を進めます。

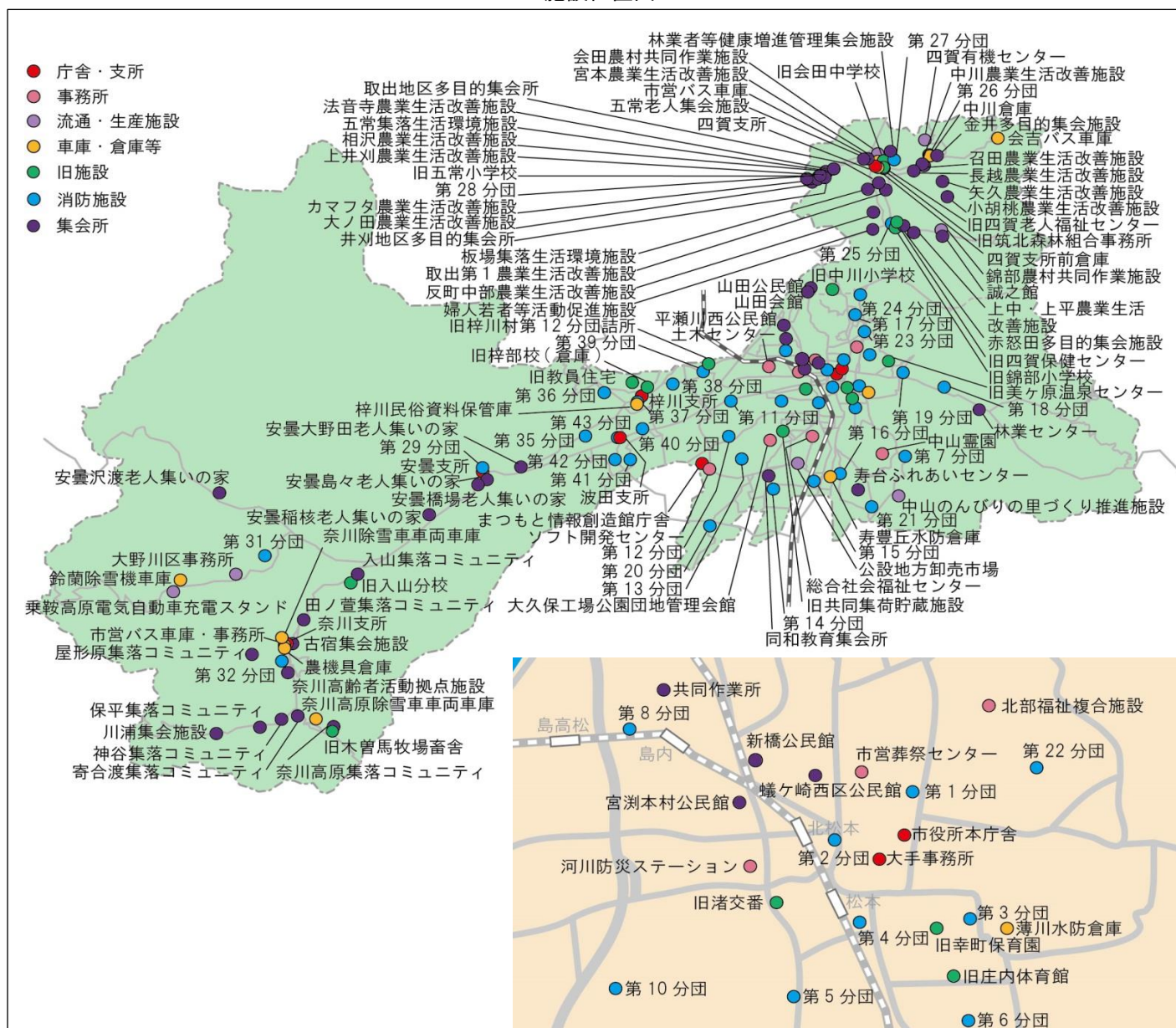
再配置方針

類型	方向性	第1次取組内容	
庁舎・支所	老朽化の著しい市役所本庁舎建替を推進しつつ、各支所等施設について、周辺施設を併設した集約化や建替による集約化を進める。	建替	市役所本庁舎 耐用年数を超過している施設について、検討開始
		用途見直し	大手事務所 まつもと情報創造館庁舎 (新庁舎建設に合わせた見直し)
		周辺施設の集約	合併5地区の支所内に周辺施設の集約化を検討
事務所	各分野の行政サービスを継続維持するため必要な施設は維持する。必要性の少ない施設は譲渡、解体する。	普通財産化し、譲渡 (今後10年以内に耐用年数を迎える、指定管理者制度導入施設について検討)	
		譲渡 (現在貸付中の施設について検討)	
産流通施設	さらなる民営化を進める。乗鞍高原電気自動車充電スタンドは社会基盤施設として維持する。	普通財産化し貸付、または譲渡 (指定管理者制度を導入している施設、特定の利用となっている施設について検討)	
車庫・倉庫	社会基盤施設のバス車庫、除雪車庫、水防倉庫を維持しつつ、更新時に必要性を検討する。役割を終えた施設は、倉庫としての活用を図りつつ、その他の施設は更新時に解体する。必要性の少ない施設や老朽化の著しい施設は解体する。	解体	中川倉庫 梓川民俗資料保管庫
旧施設	集会所や倉庫等としての活用を図りつつ、更新時に解体する。	解体	旧庄内体育館、旧四賀老人福祉センター 旧渚交番、旧筑北森林組合事務所 旧共同集荷貯蔵施設 旧幸町保育園 旧錦部小学校 旧木曾馬牧場畜舎
		譲渡 (現在貸付中の施設について検討)	倉庫として活用中の施設、一部貸付中施設について検討
消防施設	人口減少に応じた消防団の再編に合わせて必要性を検討し、施設の集約化を図る。	維持 (第2次計画で再編を検討)	

再配置方針

類型	方向性	第1次取組内容
集会所	身近な集会施設として設置された経緯を踏まえ、利用者によって維持管理されている施設は、地元住民への譲渡を進める。	譲渡 林業者等健康増進管理集会施設 五常集落生活環境施設・金井多目的集会施設 中川農業生活改善施設・井刈地区多目的集会所 婦人若者等活動促進施設・取出地区多目的集会所 赤怒田多目的集会施設・五常老人集会施設 誠之館・長越農業生活改善施設 取出第1農業生活改善施設 矢久農業生活改善施設・法音寺農業生活改善施設 上井刈農業生活改善施設・宮本農業生活改善施設 反町中部農業生活改善施設 大ノ田農業生活改善施設・相沢農業生活改善施設 小胡桃農業生活改善施設・召田農業生活改善施設 カマフタ農業生活改善施設・板場集落生活環境施設 上中・上平農業生活改善施設 ※上記は、合併調整方針により地元住民へ譲渡 その他、地区公民館としての利用となっている施設について検討
		解体 安曇大野田老人集いの家（他3施設） 2025年度までに耐用年数を超える2施設

施設位置図



5 医療保健福祉施設

医療保健福祉施設は、市民の健康、福祉を支える施設ですが、利用状況が施設により異なることから、人口分布、利用需要に応じて施設量の見直しを行い、施設の複合・集約化による再配置を進めます。

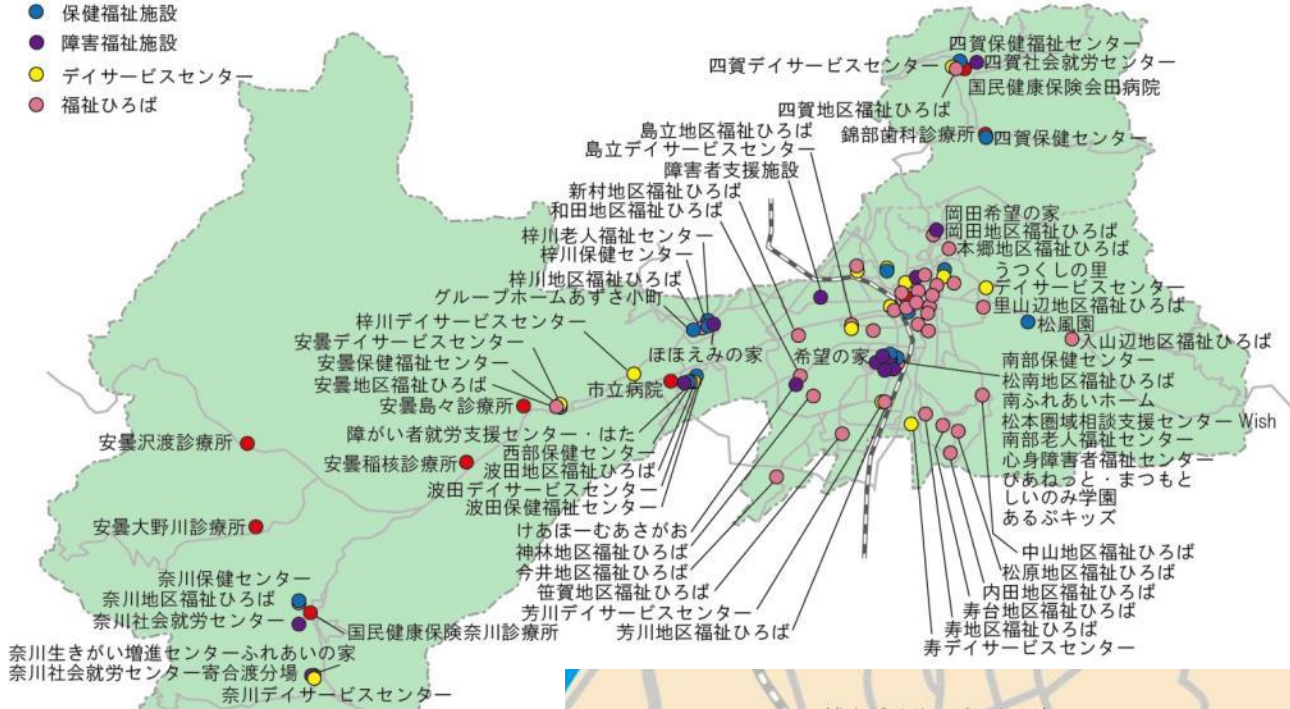
また、市内に立地する民間施設がある場合には、民営化（貸付・譲渡）を推進します。

再配置方針

類型	方向性	第1次取組内容	
医療施設	医療の中核となる市立病院の老朽化に対応し建替を行う。中山間地域の医療環境を確保するため、診療施設を継続する。老朽化の著しい施設は移転集約、解体する。	移転建替	市立病院
			会田病院 診療所化に伴い、規模を縮小して移転建替
		集約	国民健康保険奈川診療所
		廃止 (近隣に民間施設のある診療所)	
保健福祉施設	保健センター機能を有する北部、中央、南部、西部の保健センターは当面維持しつつ、人口減少に伴う体制の見直しを行う。 他のセンターは、地域のコミュニティの場として老朽化の著しい施設の集約化を進める。 サービスの向上と運営の効率化を図るため、直営施設の指定管理制度の導入や指定管理施設の貸付、譲渡を進める。	集約	梓川保健センター 梓川福祉センター 奈川保健センター (支所及び支所周辺への集約について検討)
			解体 (四賀保健センター(七嵐)について隣接する施設の廃止とあわせて検討)
		譲渡 (現在貸付中の施設について検討)	
障害福祉施設	公共施設である必要性を検討し民間への譲渡等を進める。 老朽化が著しい施設は、他施設への移転又は、利用状況をみて廃止・解体も検討する。	譲渡 (現在貸付中の施設について検討)	
		解体 (耐用年数を超過している施設について検討)	
デイサービス	民間活力を生かしたサービスを提供するため、指定管理や貸付施設の譲渡を進める。 民間事業者の参入が難しい山間地域では、現状の運営体制を継続する。	貸付 (山間地域以外の指定管理者制度導入施設について検討)	
		譲渡 (現在貸付中の2施設について検討)	
福祉ひろば	サービスの向上と運営の効率化を図るため、直営施設の委託や指定管理制度の導入を検討する。 人口減少による地区の再編に合わせ、単独施設の老朽化や併設施設の大規模改修・更新に合わせ施設の複合・集約化を進める。	集約 (公民館等近隣の施設建替え時に集約を検討)	

施設位置図

- 医療施設
- 保健福祉施設
- 障害福祉施設
- デイサービスセンター
- 福祉ひろば



6 子育て支援施設

子育て支援施設は、市民が特定に利用する施設ですが、利用状況が施設により異なることから、人口分布、利用需要に応じて用途の見直しを行い、施設の複合・集約化による再配置を進めます。

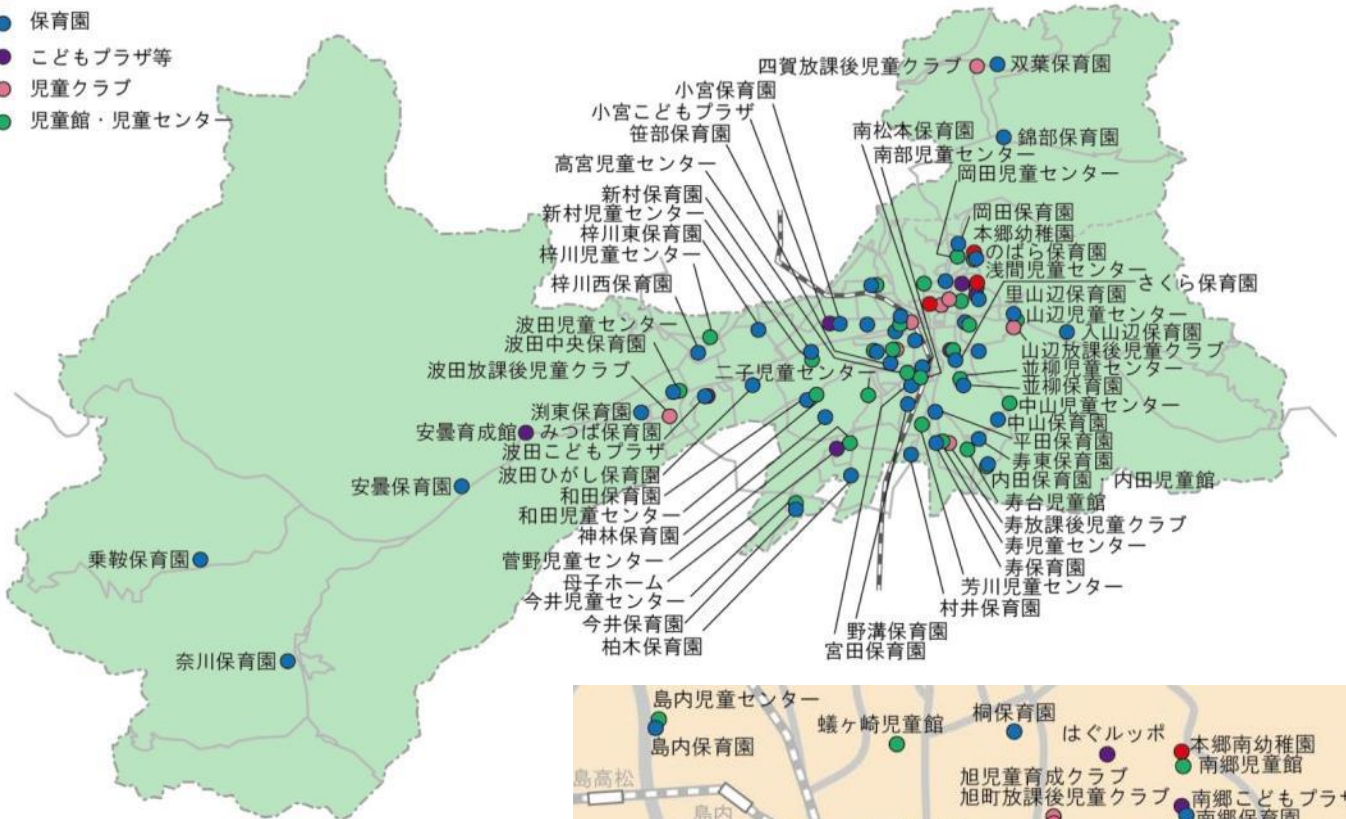
市民意識調査結果では「小中学校、幼稚園、保育園が一緒になった複合施設にする」が多いことを踏まえて複合・集約化を検討します。

再配置方針

類型	方向性	第1次取組内容
幼稚園・保育園	<p>保育園は、利用が増加している施設の維持・改修を進める一方、園児数の減少に伴い、施設の用途変更、複合・集約化を進める。園児数の少ない施設は廃止する。</p> <p>園児数が減少傾向にある幼稚園は、認定こども園への変更や民営化を含めたあり方を検討する。</p>	<p>複合・集約建替 (2025年度までに改築の時期を迎える幼稚園・保育園は、周辺施設との複合・集約による建替を検討)</p>
		<p>用途変更→廃止 (園児数が減少傾向にある園について、認定こども園への変更を検討)</p>
こどもプラザ等	<p>利用が増加している施設の維持や老朽化が著しい施設の維持・建替えを進めます。</p> <p>建替えにあたっては周辺施設との複合・集約化を図ります。</p>	<p>移転建替 (現在事業委託している施設について検討)</p>
		<p>廃止・解体 (他の施設を活用できる施設について検討)</p>
児童クラブ	<p>小学校校舎の活用を基本とし、単独施設や他用途施設に併設している施設は移転を進める。</p> <p>貸付している児童育成クラブ(民営)は譲渡を進める。</p>	<p>譲渡 (公設民営の児童育成クラブについて検討)</p>
児童館・児童センター	<p>放課後児童健全育成事業(放課後クラブ)を行っている施設はその機能を小学校校舎へ移転する。</p> <p>児童数の減少に伴い集約化を図る。</p> <p>老朽化の著しい施設は複合・集約建替を行う。</p>	<p>移転建替 (改築の時期を迎えている施設の統合、周辺施設との複合・集約化による建替えを検討)</p>

施設位置図

- 幼稚園
- 保育園
- こどもプラザ等
- 児童クラブ
- 児童館・児童センター



7 住宅施設

住宅施設は、住宅に困窮する市民への対応や中山間地域における定住促進を目的に整備してきましたが、老朽化が著しい施設が多く、民営借家も多く立地していることから、用途廃止・解体を進め、自力では民営借家に入居できない真に住宅に困窮する世帯を対象とする住宅や民営借家が立地しにくい中山間地域における住宅の確保を図ります。

再配置方針

類型	方向性	第1次取組内容	
公営住宅	<p>老朽化した施設の廃止・解体を進めるとともに、真に住宅に困窮する世帯の入居需要に対応した戸数の確保を図る。</p> <p>建設時からの経過年数の低い木造・簡易耐火住宅は、第1期では計画的な維持管理を行い、計画期間終了までに廃止・解体する。</p> <p>耐火住宅は長寿命化を図る。耐火住宅で一定程度の空住戸がある住棟は他用途への転用を検討する。</p>	解体	<p>中原市営住宅木1 南松本西市営住宅簡2 寿市営住宅簡2 岡田市営住宅簡2 二子市営住宅簡2 中川市営住宅木1 会田市営住宅木1 錦部市営住宅木1 (松本市公営住宅等長寿命化計画に基づく解体)</p>
特定賃貸住宅 公共住宅	<p>中堅所得者向けに整備した住宅であるが、民間住宅との競合施設となっていることから、長寿命化を図りつつ、譲渡に向けた検討を進める。</p>	維持	
住医 宅師	<p>入居のない施設は他用途への転用又は解体する。</p>	転用・解体	(現在入居者のいない2施設について検討)
特定目的住宅等	<p>老朽化した施設の廃止・解体を進めるとともに、民間施設が立地しにくい中山間地域にある一定の施設を確保する。</p> <p>建設時からの経過年数の低い木造・簡易耐火住宅は、第1期では計画的な維持管理を行い、計画期間終了までに廃止・解体する。</p> <p>耐火住宅は長寿命化を図る。</p> <p>耐火住宅で一定程度の空住戸がある住棟は他用途への転用を検討する。</p>	解体	<p>四ツ谷母子住宅木1 刈谷原厚生住宅木1</p>
		譲渡	<p>ヤズカ住宅 鈴蘭住宅 旧下島住宅</p>
教職員住宅	<p>入居需要のない施設の廃止・解体を進めるとともに民間施設が立地しにくい中山間地域にある一定の施設を確保する。</p> <p>木造・簡易耐火住宅は、第1次計画では計画的な維持管理を行い、再配置計画期間終了までに廃止・解体する。</p> <p>耐火住宅は長寿命化を図る。耐火住宅で一定程度の空住戸がある住棟は他用途への転用を検討する。</p>	解体	<p>筑摩小学校教職員住宅簡1 放光寺教職員住宅簡2 城山教職員住宅簡1 宮渕教職員住宅簡2 寿教職員住宅簡1.2 原教職員住宅木2 里山辺荒町教職員住宅簡2 西小松教職員住宅簡1 中山教職員住宅簡1 島立北栗A教職員住宅簡1 新村教職員住宅簡1 新村荘木2 神林町神南教職員住宅簡2 今井中沢教職員住宅簡2 宮本教職員住宅木1 本町教職員住宅木1 七嵐教職員住宅木1 波田教員住宅9-10号木1 宮の原教職員住宅 黒川渡教職員住宅</p>

8 学校施設

学校施設は、公共施設の3割を占める施設ですが、少子化による児童・生徒数の減少に対応した運営・管理が求められています。

市民意識調査結果では、今後のあり方として「校舎の空き教室等を活用して他の公共施設を集約する」が多いことから、これに応じて用途の見直しを行い、施設の複合・集約化による再配置を進めます。

再配置方針

類型	方向性	第1次取組内容
小学校	<p>児童数の減少に伴い、小学校再編の検討を進める。 余裕教室を活用し、児童放課後クラブや、他用途施設の併設化を図る。 老朽化の著しい山辺小美ヶ原分校は廃止・解体する。</p>	<p>廃止解体 （現在休止中で未耐震の施設について検討）</p>
		<p>余裕教室の有効活用 （他施設との複合化、集約化を図る）</p>
中学校	<p>生徒数の減少に伴い、中学校再編の検討を進める。 余裕教室を活用し、他用途施設の併設化を図る。 計画期間に更新（建替）を迎える施設の整備に当たっては、周辺施設との複合・集約化により地域に開かれた施設となるよう配慮する。</p>	<p>余裕教室の有効活用 （他施設との複合化、集約化を図る）</p>
給食施設	<p>老朽化の著しい給食センターは、集約建替を行い、西部、東部とともに配送区域を見直す。 施設の民営化を進め、建替えに係る整備・運営は、PFIにより民間のノウハウを活用する。</p>	<p>業務の一部委託を検討</p>
		<p>配送区域見直しによる統合について検討</p>
		<p>集約建替 （老朽化の著しいセンターについて検討）</p>

施設位置図



